

京都大学宇治おうばくプラザ使用規則

(平成22年5月11日管理責任者裁定制定)

(目的)

第1条 この規則は、京都大学宇治おうばくプラザ規程(平成21年6月26日総長裁定。以下「規程」という。)第19条の規定に基づき京都大学宇治おうばくプラザ(以下「プラザ」という。)の使用その他に関し、必要な事項を定めるものとする。

(地域住民)

第2条 規程第8条第2項第5号のその他管理責任者が適当と認める者は、次に掲げる者とする。

- (1) 宇治市に居住する者
- (2) 宇治市内にある小学校、中学校及び高等学校

(使用申請)

第3条 規程第8条第1項又は同条第7項の使用申請又は使用変更申請は、使用する施設の区分に応じて、それぞれ次表の申請時期の欄に定める時期に、使用申請書(様式1)を管理責任者に提出して行わなければならない。

施設の区分	申 請 時 期	
	規程第8条第1項の使用申請	規程第8条第7項の使用変更申請
ホール	使用しようとする日(複数日に連続してまたがる場合はその最初の日)の1年前から10日前まで。ただし、国際会議その他の大規模な会議等の会場として、当該会議等の準備その他の都合により、1年以上前に使用許可を受ける必要がある場合は、さらにその1年前からその使用を申請することができる。	使用許可に係る使用日(複数日に連続してまたがる場合はその最初の日)の10日前まで。
セミナー室	使用しようとする日(複数日にまたがる場合はその最初の日)の6月前から10日前まで。ただし、ホールに付随して使用する場合は、この限りではない。	使用許可に係る使用日(複数日にまたがる場合はその最初の日)の10日前まで。

- 2 宇治市に居住する者が使用申請を行うにあたっては、本人を確認できる書類等(写しでも可)を提示しなければならない。
- 3 前項の規定にかかわらず、宇治市に居住する者が使用申請を行うにあたっては、本人を確認できる書類等(写しでも可)に加えて、自動車運転免許証その他宇治市に居住することを証する書類等(写しでも可)を提示しなければならない。ただし、本人を確認できる書類等により宇治市に居住することを証することができるときは、この限りでない。
- 4 宇治市内にある小学校、中学校及び高等学校が使用申請を行う場合は、規程第8条第3項に規定する紹介者を管理責任者とすることができる。

(使用許可書の交付)

第4条 管理責任者は、使用申請又は使用変更申請に対して許可をしたときは、使用許可書(様式2)を当該申請者に交付するものとする。

2 前項により使用を許可された者は、使用許可書(様式2)裏面に記載する注意事項を遵守しなければならない。

(使用取止めの申請)

第5条 使用責任者は、使用を取り止める事由が発生した場合、直ちに、使用取止め申請書(様式3)を管理責任者に提出して使用取止めの申請を行わなければならない。

(使用の取止め許可書の交付)

第6条 管理責任者は、前条の使用取止め申請に対して許可をしたときは、使用取止め許可書(様式4)を当該申請者に交付するものとする。

(その他のスペース等の使用)

第7条 ホール及びセミナー室以外のスペース等の全部又は一部を占有して使用する場合は、申請については、次表のとおりとする。

使用するスペースの区分	申請時期	使用上の注意事項
ハイブリッドスペース	ホール及びセミナー室の申請時期に準ずる。	ホール又はセミナー室を使用する場合のみ併せて使用することができる。
ピロティ	特に定めない	ホール又はセミナー室を使用する場合のみ、使用日の1月前から使用当日までの期間に案内等を掲示することができる。掲示以外の用途での使用は認めない。

2 管理責任者は、前項の申請について、当該申請に係る使用予定日時における他の使用予定を確認したうえで、許可することができる。この場合において、当該使用予定日時にすでに他の使用予定があった場合は調整を行うことがある。

3 第1項の定めにかかわらず、管理責任者は、ホール及びセミナー室以外のスペース等単独での使用を許可することができる。

(雑則)

第8条 この規則に定める以外のプラザの使用については、運営委員会の判断による。

附 則

この規則は、平成22年5月11日から施行する。

附 則

この規則は、令和2年7月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。